

# 恵那市新歴史資料館整備基本構想（案）

## 第1節 策定の経緯と経過

### 1. 経緯

本市は、平成16年10月に恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町の6市町村が新設合併して誕生した。合併当初は、財政規模、市職員数、公共施設数など、行政体としての規模が、同規模の自治体と比べて非常に大きなものとなり、これを解消して行政サービスの質を向上させることが課題となった。そこで、平成18年度から恵那市行財政改革大綱を定めてこの課題に取り組んでおり、現在は令和3年度から第4次行政改革に取り組んでいる。

資料館等については、下位計画である公共施設等総合管理計画の中で、資料館施設としておおわご遺跡資料館、岩村歴史資料館、岩村民俗資料館、山岡郷土史料館、串原郷土館を挙げ、再配置の方針として「資料を保存している資料館等は、同種施設と捉え、集約を図り、市域施設として資料の保存・展示を行います」としている（72頁、大分類・市民文化系施設一小分類・その他文化施設（美術館・資料館））。

一方、旧岩村町役場庁舎（以下「旧岩村庁舎」）は、市役所分庁舎、岩村振興事務所として活用されてきたが、平成26年に分散していた部署が本庁舎に集約され、同29年には振興事務所が岩村コミュニティセンターへ移転し、有効活用が課題となった。これを受け岩村地域自治区運営協議会は方策について議論を重ね、令和2年8月31日に「旧岩村振興事務所の活用方法案の提言について」を市長に提出し、施設の改修及び活用方法の基本的な考え方として、（1）生涯学習及び恵那市が誇る先人顕彰の拠点施設、（2）歴史・文化を活かした拠点施設とすることを提言した。

市では、これを受け、旧岩村庁舎を郷土への愛着と誇りを育むと同時に、知的観光にも対応できる「「学ぶ」拠点施設」とすることとした。第1期整備として、1階部分を提言（1）の先人顕彰施設とすることとし、「佐藤一斎學びのひろば」（以下「「ひろば」」）及び中央図書館分館（以下「図書館」）を設けることとした。令和6年7月に工事着工、令和7年10月オープンを予定している。

並行して提言（2）について検討を進め、2階に岩村歴史資料館を移転するとともに、公共施設等総合管理計画で再配置の方針が示された資料館施設の機能を集約した新しい歴史資料館（以下「新歴史資料館」）を整備することとし、令和10年度オープンを目指して事業を進めることとした。

### 2. 上位計画での位置付け

恵那市が総合的かつ計画的な市の運営を図るために定めた最上位の計画である総合計画は、平成28年3月に第2次恵那市総合計画を策定している。この中では、目指すまちの姿（将来像）を「人・地域・自然が輝く交流都市」とし、歴史・文化については、「基本施策（8）独自の歴史・文化を守り活かす」で「伝統芸能、祭り、歴史的町並みなどの独自の歴史・文化を伝える文化財を保全・継承しつつ、まちづくりに活かし、郷土への誇りと愛着を醸成します。」としている。

第4次恵那市行財政改革大綱での位置付けは前述のとおりである。

また、恵那市は平成23年4月1日に「生涯学習都市『三学のまち恵那』」を宣言し、生涯学習のまちづくりを進めるための「恵那市三学のまち推進計画」を策定した。現在は平成28年度から第2次計画に取り組んでいる。この計画では、「学ぶことは幸せなり」と、少年期、壮年期、老年期と生涯学び続けることの大切さを説いた、郷土の先人佐藤一斎の「三学の精神」を理念に、市民みんなで取り組む生涯学習「市民三学運動」を実践する「書に学ぶ」「求めて学ぶ」「学んで活かす」を施策の柱として事業を展開している。歴史・文化では関係する重点的取り組みを次のように定めている。

「書に学ぶ」：郷土・行政資料の収集・保存・提供

「求めて学ぶ」：伝統文化・伝統芸能の継承。歴史文化遺産を通じた郷土学習の推進

「学んで活かす」：歴史文化の継承者育成

その他関連する計画として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき「恵那市歴史的風致維持向上計画」を策定し、第1期は平成23年、第2期は令和2年に認定を受けており、計画している新歴史資料館の予定地は重点区域である「城下町岩村地区」の一角にある。また、リニア中央新幹線開業を最大限に活用したまちづくりのため平成26年に策定した「リニアまちづくり構想」では、観光に関する取り組み方針の中で歴史、文化、地場産業が大きな要素であるとしている。

### 3. 策定の経過

#### (1)策定の体制

本計画を策定するにあたり、有識者と庁内関係部局長で構成する歴史資料館整備検討委員会を設置し、事務局を主管課である教育委員会文化課に置いた。

委員名簿（任期：令和6年6月27日～令和8年3月31日）

委嘱根拠	所属	職名	氏名
1号・2号	美濃加茂市民ミュージアム	館長	可児 光生
1号・2号	愛知学院大学	教授	中川 すがね
1号・2号	岐阜県博物館	学芸部長	山田 昭彦
1号・2号	中山道広重美術館	学芸係長	常包 美穂
3号	恵那市文化財保護審議会	会長	森川 彰夫
4号	飯地地域自治区	会長	纏纈 佳恭
4号	岩村地域自治区	運営協議会委員	西尾 和洋
8号	(一社)恵那市観光協会	岩村支部事務局長	羽柴 賀透
5号	まちづくり企画部	部長	伊藤 豊
6号	商工観光部	部長	槙田 朝之
7号	教育委員会事務局	事務局長	鈴村 幸宣

## 委員会の経過

回数	日時及び場所	内容
第1回	令和6年6月27日 市役所4A会議室	正副委員長選任。これまでの経緯と資料館・史資料保管の現状について。新資料館整備の概要について。整備基本構想の策定について
第2回	令和6年9月2日 市役所4A会議室	整備基本構想の策定について
第3回	令和6年10月4日 市役所第2委員会室	整備基本構想の策定について
第4回	令和7年2月21日	整備基本構想の策定について

## 第2節 新歴史資料館の必要性 現状と課題

### 1. 岩村歴史資料館の現状

岩村歴史資料館は、昭和46年に完成し、翌47年に岩村町郷土館として開館した。以下その現状を箇条書きで列挙する。

#### (1)施設の老朽化

- ・昭和46年完成。
- ・耐震性は問題ないが、2階展示室で雨漏りが原因とみられる水漏れが1か所認められる。
- ・バリアフリー対応に限界がある。特に構造上、2階展示室に車椅子等で入室するリフト等を設置することは困難である。
- ・平成5年の改修で1階に展示スペースを確保するため、便所・洗面所が撤去されるなど（裏に公衆便所を設置）、来館者の利便性が確保されていない。

#### (2)収蔵能力

- ・収蔵庫は、収蔵能力を超えて一通路部分まで資料が置かれており、これ以上受け入れることができない。

#### (3)収蔵資料の管理

- ・展示室、展示ケース、収蔵庫すべて通風孔が設けられており、密閉することができない。
- ・収蔵庫に温度管理・調湿機能を持たせることができず、現状は除湿のみを行っている。

#### (4)立地

- ・藩主邸の一角にあり、史跡管理上の課題がある。

### 2. 他の資料館施設の現状

#### (1)おおわご遺跡資料館

- ・平成4年完成。

- ・旧恵那市域の発掘調査で出土した資料を中心に考古資料を収蔵している。
- ・立地上の問題から市民の来館が見込めず、早くから休館状態となっている。
- ・同様の理由から、管理の目が行き届かず、過去に資料盗難が起きている。

## (2)岩村民俗資料館

- ・昭和54年移築。
- ・上矢作町木ノ実の民家を移築した建物の内部に民具を展示。
- ・常時人がいないため、空き家状態による痛みが発生。

## (3)山岡郷土史料館

- ・昭和53年完成。
- ・合併前は隣の公民館と一体の施設として管理されていたが、公民館移転後は常時休館とし、予約のみ対応している。
- ・収蔵庫がなく、資料は展示ケースの下などに入れられている。また、休館状態となった後に他所から民具が運び込まれ、見学に支障が生じている。

## (4)串原郷土館

- ・昭和43年移築。
- ・矢作ダム建設に伴う水没建物を移転したもの。市指定文化財。居室の一角にガラスケースを並べて展示室とされていた。
- ・隣接する土蔵に資料が収蔵されている。
- ・民具の多くは奥矢作レクレーションセンターで保管。
- ・合併前から常時閉められた状態であったため、空き家状態による痛みが課題となっていた。そこで、文化財建物としての価値を維持するため、地域団体に委託して収益施設（カフェ）とし、常時人がいる状態としたが、そのために資料館機能が犠牲となっている。

## 3. 資料の保護と活用の現状

### (1)地域で活用されている歴史民俗資料の現況

- ・民具の収蔵場所がなく、新規の受け入れは困難な状況にある。
- ・地域の運営による民具等の展示施設として、以下の施設がある。これらは地域の人たちの手により一定の管理がされているが、専門職員による支援が求められている。

三郷町：あんじゃないの家（佐々良木小（廃校）郷土室の民具を移転）

東野：東野小学校郷土室（養蚕・蚕種関係民具が主体）

中野方町：ふれあいセンターまめの木（考古資料「安江コレクション」（県重要文化財））

飯地町：ふるさと民俗資料館（旧飯地村役場（登録有形文化財）に民具を展示）

串原：奥矢作レクレーションセンター（串原郷土館に寄贈された民具を保管）

上矢作町：やすらぎの家（林業関係の民具を中心に展示）

## (2)自治体史編さん資料の取り扱い

- ・旧市町村の編さん事業は以下のように完結している。
  - 恵那市：平成3年 『恵那市史資料調査報告書』を平成19年まで刊行。
  - 岩村町：昭和36年 町史史料編近世シリーズを平成19年まで刊行。
  - 山岡町：昭和59年。
  - 明智町：昭和50年 旗本明知遠山氏陣屋史料シリーズを平成19年まで刊行。
  - 串原：昭和43年。
  - 上矢作町：平成16年。
- ・新市としては『平成合併編』を本年9月刊行予定。
- ・収集された資料（編さん後のものも含む）の収蔵場所と状況は以下のとおり。
  - 恵那市：市史資料室。
    - 室内で整理保管。史料編所収の文書等は原則として所有者等に返還されており、複製がないものが多い。
  - 岩村町：岩村歴史資料館・旧岩村庁舎。
    - 町誌編さん時の関係資料は残されていない。町史史料編近世シリーズ作成時の史料は複製を保存。
  - 山岡町：山岡郷土史料館。
    - 史料編所収の文書等は原則として所有者等に返還。複製がキャビネットに保管されている。
  - 明智町：明智コミュニティセンター資料室。
    - 編さん時の関係資料は残されてない。遠山氏在地代官村上氏文書はコピーを保管。
  - 串原：郷土館土蔵。
    - 編さん時の関係資料は残されていない。
  - 上矢作町：コミュニティセンター、やすらぎの家、体育館倉庫。
    - 編さん時の関係資料は上記に分散保管。
- ・上記のうち、市民の閲覧等に常時対応できるのは市史資料室のみ。
- ・保存環境はまちまちである。温度湿度管理の行われているところはない。

## (3)現状の課題

- 既存施設の概要と現状について整理を行った結果、以下の点が主要課題として挙げられる。
- ①資料館施設はいずれも建設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいる。また、バリアフリーなど来館者の利便性が確保されていない【施設の構造】
  - ②いずれの施設も外部との遮断や空調設備が十分でなく、収蔵資料の保存上適切な環境が維持できていない【施設の構造】【資料の保存】
  - ③展示・収蔵スペースが限界に達しており、十分な公開、保管ができていない【施設の規模】【資料の保存】【資料の公開・活用】
  - ④合併以前の各市町村の資料館がそのまま引き継がれ、岩村町を除いて休館状態となっているため、

- 岩村町以外の資料の保存活用が十分にできていない【資料の保存】【資料の公開・活用】
- ⑤複数の施設が市内に散在しており、文化財の管理、組織運営の面で十分な体制が取れていない  
【組織の体制】
- ⑥市町村史編さんなどで収集された資料は、管理体制が十分でなく、適切な保管・活用ができるい  
ない【資料の保存】【資料の公開・活用】
- ⑦各地区には地域の人たちの運営による民具等の展示保管施設があり、一定の管理運営がなされて  
いるが、引き続き安定した運営を続けていくため、専門職員による支援が求められている【資料  
の保存】【資料の公開・活用】

## 第3節 基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### (1) 多様な恵那市の姿

恵那市は、東西32km、南北36km、面積504.24km<sup>2</sup>と南北に長く、岐阜県下では7番目に広い市域を有する。笠置山、保古山、屏風山、焼山など標高1,000～1700m級の山地の山麓に木曽川・庄内川・矢作川の三つの水系の河川が開析した小盆地が展開している。その最も低いところは標高180mで、複雑な地形が多様な地勢を形成している。

現在の市域は、古代には恵奈郡六郷のうち、淡氣（たむけ）・安岐（あぎ）・繪上（えなのかみ）・竹折（たけおり）の4郷が置かれ、中世には、岩村・明知・串原などに広がった遠山一族が覇を競った。近世には61の村があり、木曽川以北の飯地・中野方・笠置は苗木藩、大井・長島は尾張藩など、東野・三郷・武並・岩村・上矢作・串原は岩村藩、山岡・明智は明智遠山領に分かれていた。政治的・経済的な中心は、中山道の宿場町大井、岩村藩の城下町岩村、旗本明知氏の陣屋町明知で、それぞれが市域の中心市街地として発展している。交通では北部を黒瀬街道、中部を中山道・下街道、南部を中馬街道がそれぞれ東西に横断し、近代以降はこれに加えて国鉄中央本線（JR中央本線）・明知線（明知鉄道）が通る。

江戸時代の各知行地は、独自性を保ちながらも、街道を介して相互に影響を受け、独自の文化を育ててきた。そして明治・昭和・平成の大合併を経て恵那市を構成する13町にまとまり、地域自治区として引き継がれ、それぞれが独自のまちづくりに取り組んでいる。

このように、恵那市を構成する13町は、歴史と地勢が相まって、地域ごとに多様で独自の風土（個性）を形成してきたのである。

#### (2) 基本理念

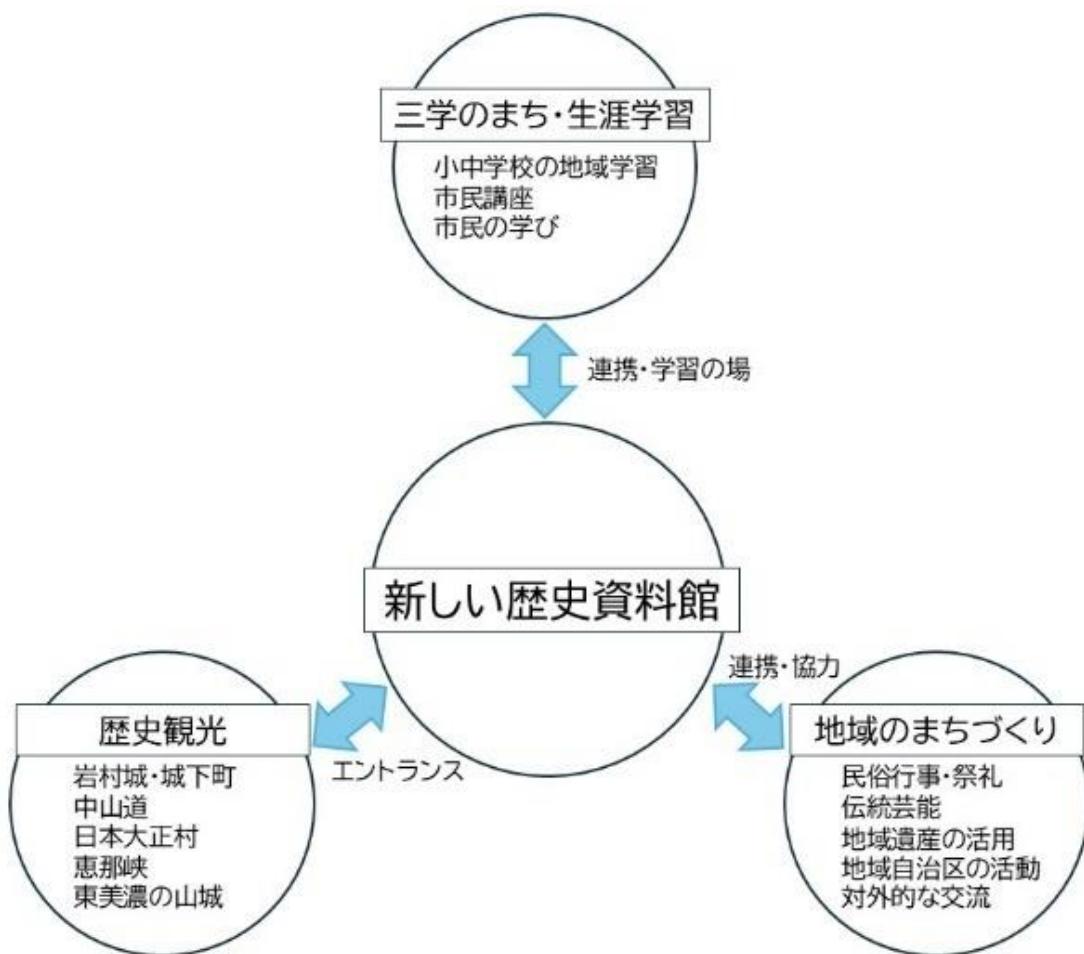
恵那市の特質は、13の地域が独自の風土（個性）を有することであり、市民がこれを学んで共有し、未来に継承していくことがこれから市の発展の鍵である。

令和5年に施行された改正博物館法では、博物館の事業として「地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組む」ことを努力義務として新たに

加えている（第3条）。これから博物館は、資料を収集しこれを保存継承していくだけでなく、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人々へ学びの機会を提供することや、地域のさまざまな活動とつながりながらさまざまな課題に向き合い解決に取り組み、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人々の健康で心豊かな生活に貢献することが求められている。これは新歴史資料館で解決すべき現状の課題とも合致している。

そこで、新歴史資料館の目指すべき姿（基本理念）を次のようにする。

### 「地域をつなぎ、多様な歴史と文化を未来に活かす博物館」



- 市では、「学ぶことは幸せなり」と、少年期、壮年期、老年期と生涯学び続けることの大切さを説いた、郷土の先人佐藤一斎の「三学の精神」を理念に生涯学習のまちづくりを進めています。新歴史資料館は「まなぶ」拠点施設、開かれた生涯学習施設として、市民の生涯学習の積極的な支援を行います。
- 合併して一つとなった13地域の多様な地域遺産の保存継承に取り組み、風土を活かしたまちづくり活動を支援します。恵那市全体を活動の場ととらえ、地域遺産の魅力を磨き、市民が共有する恵那市の誇りとして価値を高めていく資料館を目指します。

- ・市内には、岩村城と城下町・中山道・令和6年に大井ダム完成100周年を迎えた恵那峡・日本大正村など地域遺産を活かした観光地があります。また周辺の市町村にも恵那市の歴史と密接に関わる多様な観光資源があります。こうした東美濃の多様な歴史観光のエントランスとなる歴史資料館を目指します。

## 2. 基本方針

新歴史資料館は、岩村町だけでなく恵那市全体の歴史資料館と位置付ける。

先行する「ひろば」は、郷土の先人「まなぶ」を基本理念に、郷土の先人佐藤一斎の教えを全国へ伝える展示体験施設として整備する。図書館は、市南部における読書活動普及の拠点として、施設にふさわしい特徴ある蔵書と活動を目指している。新歴史資料館と2つの施設は、それぞれの特色を生かして相互に補完し、全体が一つの「まなぶ」施設として機能することを目指す。

13の地域の多様な歴史文化を理解・共有し、恵那市として継承していくため、人々の営み、社会や文化など、恵那市の歴史を多角的に明らかにするとともに、歴史文化の魅力を磨き、価値を高めていくことが必要である。

これを踏まえて、以下の方針を定める。

### (1) 収集・保存活動の方針

恵那市の歴史・文化を理解し、未来を考えるために欠かすことのできない地域遺産（歴史とそれに関わる文化財・資料）を体系的かつ継続的に収集する。

旧市町村が取り組んできた自治体史編さん活動を継承し、そのために収集された資料の適切な保存を行う。

資料特性に応じた適切な保存環境と収蔵面積を確保する。

実物資料を保存の上で、デジタル技術による資料の記録と保存（デジタルアーカイブ）を行う。

各地区で運営されている文化財展示施設と積極的に連携し、収蔵資料が適切に管理できるよう、必要な情報提供や助言等を行う。

### (2) 調査・研究活動の方針

恵那市の歴史を物語る資料について多様な視点で調査・研究を行い、人々の営みや地域文化の成り立ちを探り、次世代への継承を図る。

市民や地域との協働、他の博物館・大学などの研究機関との連携による調査・研究を行う。

### (3) 展示・公開の方針

来館者が多様な恵那市の歴史・文化を学び、魅力に触れることができる展示とする。

「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」や岩村フィールドミュージアムをはじめとする歴史観光のエントランスとして、資料館で完結せず、地域とつながる展示とする。

### (4) 教育・普及活動の方針

市では、生涯学ぶことの大切さを説いた佐藤一斎の「三学の精神」を理念に生涯学習のまちづくり

りを進めている。歴史資料館は「まなぶ」拠点施設、開かれた生涯学習施設として、歴史文化にかかわる市民の自主的な学びの場を提供する。

積極的な情報発信を行い、市民が情報を入手し活用しやすい環境を整える。

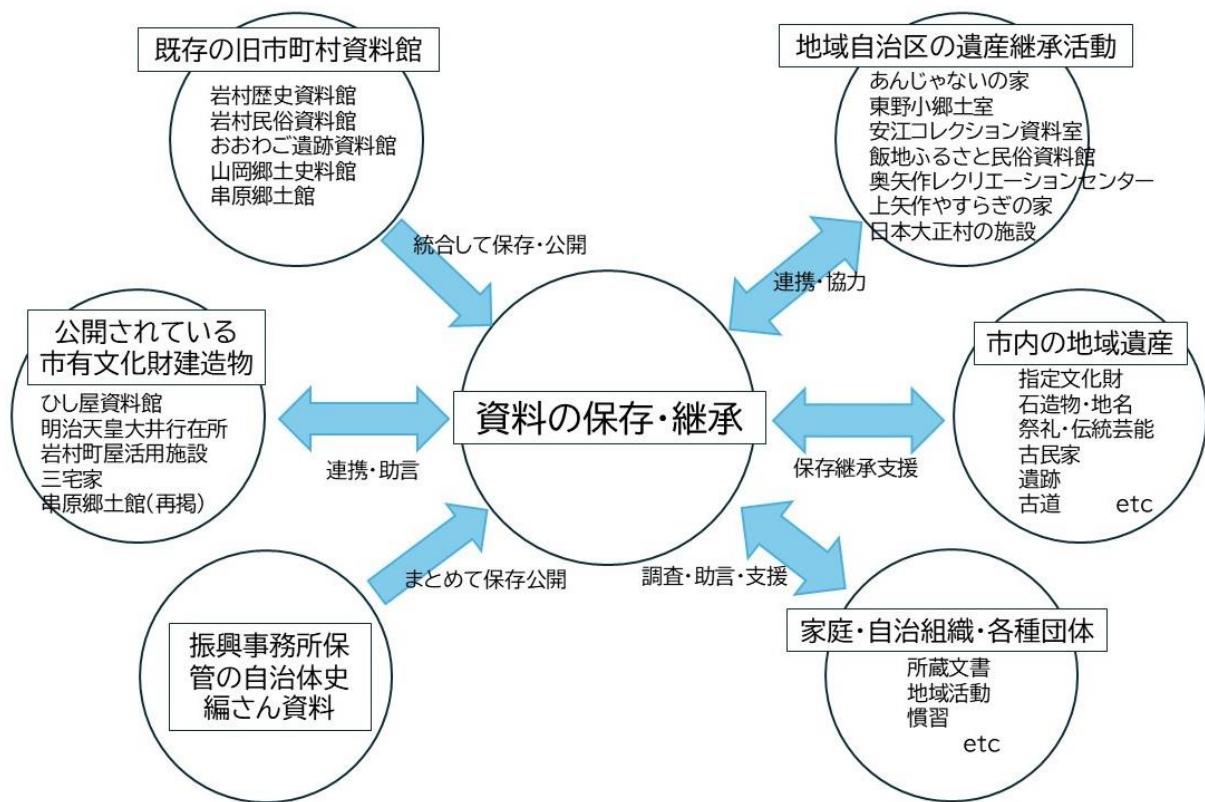
地域と連携し、地域の学習活動の支援をする。

## (5)まちづくり活動の方針

市内では、多くの地区で地域遺産を活かしたまちづくり活動や対外的な交流の取り組みが行われている。新歴史資料館は、地域と向き合い、こうした活動に積極的に関わっていくことを目指す。また、市民の活動事例の発信や共有の場とする。

## (6)その他の方針

中山道ひしや資料館、明治天皇大井行在所、岩村町屋活用施設など市有の文化財建造物公開施設の運営について、所管課や指定管理者と連携し、学術的な助言を行う。



## 第4節 事業活動

### 1. 収集・保存

- 対象とする資料は以下のとおりとする。
  - 文書や記録、考古資料などの歴史資料

- ・指定・未指定の文化財（定義については文化財保護法第2条）
- ・風俗・習慣・地名・伝承・生業などの民俗資料
- ・恵那市が廃棄する公文書のうち恵那市文書管理規則第48条に規定する市史編さん資料
- ・その他恵那市の風土を形成する事象等
- ・旧市町村が収集し各地区の公共施設に保管されている資料は、保存状況を把握し、原則として新歴史資料館に移管して適切な保存を行う。
- ・収集資料を一元管理するデータベースを構築する。
- ・デジタルアーカイブは実物資料の保存状況を考慮し、例えば公開や閲覧の困難な資料を優先するなど計画的に進め、データベースと連携させるなど、利用者が活用しやすい環境を整える。
- ・市内の家庭や団体などが所蔵している指定文化財や古文書などの資料の保存について技術的な助言、入手困難な保存用資材の提供等を行い、必要に応じて寄贈・寄託を受け入れるため、必要な環境を整える。
- ・上記資料の売却による市外への流出・散逸を防ぐため、また市場に流通する恵那市にとって重要な資料を収集するため、資料購入の予算を確保する。
- ・収蔵資料の材質や保存状態に応じた適切な保存環境を実現するため、適切な温度湿度管理のできる収蔵庫、資料の種類に合わせた収蔵庫を整備する。

## 2. 調査・研究

- ・恵那市の歴史文化を物語る資料について多様な視点での調査・研究を推進する。
- ・市民や他の研究機関との連携による調査・研究の仕組みを導入する。また、そのために必要な設備や人員の配置を検討する。
- ・地域で運営されている文化財展示施設の活動に対し、学芸員による専門的な立場からの支援を行う。
- ・地域との協働によるその地域の調査・研究を行う。

## 3. 展示・公開

- ・常設展示では恵那市の多様な歴史文化を紹介する。実物展示を基本とするが、保存の配慮の必要なものについては複製等を活用する。また、必要に応じて体験など動的な展示を検討する。内容は、通史と各地域の特色を生かしたものとし、詳細は基本計画で検討する。
- ・企画展示では、調査・研究の成果の紹介、常設展示では網羅できない各地域の歴史文化の紹介など、多様な展示を開催する。
- ・障がいの有無や年齢、言語などにかかわらず、利用者が等しく学ぶことのできる展示を目指す。
- ・1階に整備される図書館と連携し、他自治体との交換などにより収集された書籍等の公開を行う。

## 4. 学びの支援

- ・1階の「ひろば」・図書館と連携し、市民の生涯学習の場の提供、収蔵資料の公開・閲覧など、市民自らの「まなび」を応援する環境を整え、必要な人員を配置する。
- ・市民の自主的な活動成果の発表の場を提供する。

- ・小中学校の地域学習の場として必要な機能を整備する。
- ・情報発信については、広報誌や刊行物などの従来型の手法に加えて、ウェブサイトの構築、デジタル化した資料の公開などデジタル技術を活用して取り組む。
- ・地域と連携し、地域が運営する展示施設・地域の学習活動に対して講師・指導者の派遣や情報・資料の提供等を行う。

## 5. 地域遺産継承活動の支援

- ・地域で取り組まれている地域遺産を活かしたまちづくり活動に情報提供や学芸員の派遣等ができるよう、必要な人員を配置する。
- ・展示・公開や教育普及活動のなかで、地域のまちづくり活動を積極的に取り上げていく。

## 6. 市民参画の事業活動

- ・事業活動にあたっては、積極的な市民参画による企画・運営を図る。

# 第5節 施設整備

新歴史資料館は、旧岩村庁舎の2階部分を展示室・主要な収蔵庫とするほか、1階のうち「ひろば」及び図書館以外の部分、地階をすべて活用することにより、必要な機能を整えるものとする。また、エントランスや利便施設、倉庫などは可能な限り「ひろば」及び図書館との共有を図るものとする。

## 1. 収蔵方針

現在は飽和状態にある既存の資料館施設の収蔵品をすべて収蔵し、新規の受け入れのスペースを十分に確保するものとする。

収蔵品の形質・形状に合わせた適切な保管ができるよう、機能の異なる複数の収蔵庫を設ける。

## 2. 展示方針

本物の資料の展示をできる限り行うこととし、保存管理が適切に行えるよう設備を整備する。また、保存上課題がある場合は複製を活用する。

映像やVRなどを活用した展示ができるよう検討する。

常設展示は将来の更新が容易となるよう配慮する。

## 3. 施設計画

施設は、旧岩村庁舎の2階及び地階を改修し、必要な施設を設ける。以下では、現状と対比しながら説明する。なお、収蔵庫の整備にあたっては、災害による被災の可能性を想定し、万が一の水損等がないように十分な検討を行う。

## (1)収蔵庫

### ①通常収蔵庫・低湿収蔵庫

現状：2階中会議室・大会議室・接続する廊下。

整備：通常収蔵庫：一般的な調温調湿管理を行う資料館の主たる収蔵庫。170m<sup>2</sup>程度。

低湿収蔵庫：刀剣類など一般より低湿度での管理が必要な資料を収蔵する。60m<sup>2</sup>程度。

前室：収蔵室出入庫の前処理を行う空間。30m<sup>2</sup>程度。

### ②簡易収蔵庫

現状：行政文書保管用の書庫。1階から屋上階まで吹き抜けで5つのフロアを階段で結び、1階と2階に出入口を設けている。各フロアに可動式書架が置かれている。

整備：既存のまま、印刷物や自治体文書類等厳密な調温調湿を必要としない資料の収蔵庫として用いる。ただし、1階は図書館と共に用の書庫とすることが想定されるため、収蔵庫部分と区分できるよう基本設計の際に配慮する。

### ③考古資料収蔵庫

現状：地階書庫。可動式、固定式の書架が置かれている。

整備：既存のまま、考古資料の収蔵庫として用いる。

### ④民具・大型資料収蔵庫

現状：地階駐車場と付属する倉庫。西側に壁面がなく開放され、シャッター等も設けられていな

い。

整備：改修は西側に壁面を設けるのみとし、内部に収蔵用の棚を整備する。民具や調温調湿を必要としない大型資料の収蔵庫として用いる。

## (2)展示室

### ①常設展示室

現状：議場、議員控室、正副議長室。約225m<sup>2</sup>。

整備：議場と議員控室との間の壁は構造壁のため撤去できないため、二つの展示室に分けて整備する。一体的な展示導線となるよう、前面のホールも活用する。必要な設備については基本計画で検討する。

### ②企画展示室

現状：第2会議室。約33m<sup>2</sup>。

整備：必要な設備については基本計画で検討する。

## (3)研究室・作業室・事務室

### ①資料館事務室・学芸員研究室

現状：第1会議室。

整備：令和7年10月に開館する「ひろば」に対応するため、第1期工事で先行して整備を行う。

内部はそのまま用いるが、東側壁は収蔵庫の壁として整備する。来館者に対応できるようホール側に窓を設ける。レファランスに対応できるよう備品等を整備する。

市史資料室を併設する。

#### ②搬入品整理室

現状：地階職員食堂、職員休憩室（和室）

整備：民具や発掘した考古資料の洗浄、整理など搬入品の一次処理を行う部屋とする。内部はそのまま用いるが、洗浄ができるようにシンクなどの設備を整備する。大型品の搬入搬出が容易に行えるように出入口を改修する。

職員の休憩室等としても利用できるように整備する。

職員食堂に隣接する職員通用口も大型品の搬入搬出が容易に行えるように改修する。

#### ③和室

現状：18畳×2室の和室会議室。ふすまで仕切られており、36畳1室で使用できる。

整備：改修はせず、そのまま和室として用いる。

絵図や掛け軸、古文書の閲覧など、資料の研究整理のほか、和室の特性を生かしたワークショップや講座など多目的な使用を想定する。

#### ④ボランティアルーム

現状：2階サーバー室

整備：事業活動に参画する市民が集い、打ち合わせや作業を行える場として必要な設備を整備する。

### (4)セミナールーム・会議室等

#### ①講座室

1階の「ひろば」に整備されるセミナールーム、スタディルームを共用する

#### ②図書室

1階に整備される図書館を活用する。

### (5)エントランス・導入スペース

#### ①受付・ミュージアムショップなど

1階の「ひろば」の受付などを共用する。

#### ②2階へのエントランス

階段、エレベータなどの新たな整備はしない。

1階から2階へ円滑に誘導できるよう、壁面や床面を活用したサインや展示を検討する。

## 第6節 管理運営の方針

基本的な機能である「収集・保存」「調査・研究」「展示・公開」を継続的に行い、貴重な資料を将来にわたって継承する役割を担う資料館として、業務の主体となる学芸員の適切な配置など、継続性や安定性を重視した運営体制の構築が不可欠である。

具体的な運営については、市の直営を軸に、基本計画において検討する。

## 第7節 今後の事業推進に向けて

### 1. スケジュール

	令和6年度												令和7年度													
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
新歴史資料館検討	基本構想の作成												業者選定	基本計画の作成												
整備検討委員会		●		●●		●	●				●	●	●	●											●	
新歴史資料館設計・施工																										
先人顕彰施設設計・施工				改修工事												オープン	指定管理部分と市直営部分による管理運営									
運営管理	開館準備 指定管理者の選定、議決												オープン	指定管理部分と市直営部分による管理運営												

	令和8年度												令和9年度												令和10年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
新歴史資料館検討	設計業務と並行した検討協議・調整・設計への反映												工事と並行した検討協議・運営準備に関わる協議												グランドオープン					
整備検討委員会																														
新歴史資料館設計・施工	基本・詳細設計												収蔵庫工事、展示室工事・枯らし期間(6ヶ月) 展示品、収蔵資料等移動												グランドオープン					
先人顕彰施設設計・施工																														
運営管理	指定管理部分と市直営部分による管理運営																													

### 2. 資料の移動・搬入

岩村歴史資料館をはじめ集約される資料館施設収蔵資料、振興事務所等で保管されている自治体史編さん資料は、収蔵庫の受け入れ態勢が整った段階で速やかな移動が必要である。

現状では、資料の種別や保管状況は十分に把握できておらず、早急な目録等の作成とこれに基づく移動計画の作成が必要である。また、そのための予算確保と体制整備が必要である。

### 3. 予算・財源

公共施設等適正管理推進事業債の活用をはじめ、ふるさとえな応援寄付金、企業版ふるさと納税などで支援を募り、基本構想に沿った予算の確保を進める。

### 4. 学芸員などの専門職員

基本構想で定めた事業活動を実現するために必要な、専門分野の異なる複数の学芸員・専門職員の確保に努める。

## 5. 名称について

基本計画において検討・決定する。また、施設全体の愛称を基本計画策定後に公募することを検討する。